

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 目的及び事業(第4条—第5条の2)
- 第3章 役員(第6条—第20条)
- 第4章 評議員会(第21条—第29条の2)
- 第5章 資産及び会計(第30条—第37条)
- 第6章 解散及び合併(第38条—第40条)
- 第7章 寄附行為の変更(第41条)
- 第8章 公告の方法その他(第42条—第45条)
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人東京理科大学という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を東京都新宿区神楽坂一丁目3番地に置く。

(運営)

第3条 この法人の運営は、私立学校法(昭和24年法律第270号)その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に従い、理学及びその応用を教授研究する学校を設置することを目的とする。
(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
東京理科大学

大学院 理学研究科 科学教育研究科 工学研究科 薬学研究科 創域理工学研究科 先進工学研究科 経営学研究科 生命科学研究科

理学部第一部 数学科 物理学科 化学科 応用数学科 応用物理学科 応用化学科

理学部第二部 数学科 物理学科 化学科

工学部 建築学科 工業化学科 電気工学科 機械工学科 情報工学科

薬学部 薬学科 生命創薬科学科

創域理工学部 数理科学科 先端物理学科 情報計算科学科 生命生物科学科

建築学科 先端化学科 電気電子情報工学科 経営システム工学科 機械航空宇宙工学科 社会基盤工学科

先進工学部 電子システム工学科 マテリアル創成工学科 生命システム工学科

物理工学科 機能デザイン工学科

経営学部 経営学科 ビジネスエコノミクス学科 国際デザイン経営学科

(収益事業)

第5条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

不動産賃貸業

第3章 役員

(役員)

第6条 この法人に次の定数の役員を置く。

(1) 理事 11人以上13人以内

(2) 監事 2人

(理事長)

第7条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の選任)

第8条 この法人の理事は、次に掲げる者とする。

(1) 東京理科大学の学長

(2) 評議員会において評議員の互選により選任した者 3人

(3) 評議員のうちから理事会が設置する理事候補者選考委員会が推薦した者について、評議員会においてその過半数の議決をもって選任した者 4人

(4) この法人に関係ある学識経験者及び功労者のうちから理事会が推薦した者について、評議員会においてその過半数の議決をもって選任した者 3人以上5人以内

2 前項第1号から第3号までに規定する理事が、学長、評議員の職を退いたときは、当該理事は、理事の職を失うものとする。

3 第1項各号に規定する理事のうち、少なくとも1人以上は、選任の際現にこの法人の役員又は職員以外の者としなければならない。

(常務理事)

第9条 理事のうち3人以内の常務理事を置く。

2 常務理事は、理事会の意見を聞いて理事長がこれを委嘱する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

4 常務理事の分掌するこの法人の業務の範囲については、理事長がこれを定める。

5 理事長は、常務理事以外の理事にも、この法人の業務執行の一部を担当させることができる。

(監事の選任及び職務)

第10条 監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者で、理事会において選出した候補者について、評議員会の同意の議決を経て、理事長が選任する。

2 監事は、私立学校法第37条第3項に規定する職務を行う。

3 私立学校法第37条第3項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

4 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

5 理事会の議決により、監事のうち1人を常勤監事とすることができる。

(親族関係者等の制限及び兼職の禁止)

第11条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者又は理事の親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

3 この法人の監事は、この法人の理事、評議員又は職員と兼ねてはならない。

(役員任期)

第12条 役員(第8条第1項第1号の規定により理事となる者を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第13条 この法人の理事又は監事のうち、その定数のそれぞれの5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第13条の2 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、議決に加わることができる理事総数の3分の2以上出席した理事会において、当該理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為の規定に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障により、職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員としてふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の各号のいずれかの事由により退任する。

(1) 任期が満了したとき。

(2) 辞任したとき。

(3) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当したとき。

(責任免除)

第13条の3 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の議決によって免除することができる。

2 前項に規定する事項について理事会の議決を行ったときは、理事は評議員に対し、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内(ただし、1箇月を下ることはできない。)に当該異議を述べるべき旨を通知しなければならない。

3 総評議員(第1項の責任を負う役員であるものを除く。)の議決権の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項に規定する責任は免除することができない。

(責任限定契約)

第13条の4 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)

が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。
(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
(理事長の職務の代理及び代行)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常務理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。
(理事会)

第16条 この法人に理事会を置き、理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

2 理事会は、理事をもって組織する。

3 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事長は、理事会の議長となる。

5 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

6 第10条第3項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会における議決方法)

第17条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ可否の意思表示をした者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

4 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第18条 次に掲げる事項については、理事会において議決に加わることができる理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

(1) 予算(これに重要な変更を加えようとするときを含む。)、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項

(2) 事業計画及び事業実績

(3) 事業に関する中期的な計画

(4) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項

(5) 収益事業に関する重要事項

(6) 残余財産の処分に関する事項

(7) この寄附行為の施行細則中評議員の選任に関する事項

(株主権の行使)

第19条 基本財産に編入した株式の発行会社の株式に係る次に掲げる事項以外の事項についての株主権の行使に当たっては、理事会において議決に加わることができる

事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主あて配布書類の受領

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長があらかじめ指名した出席理事2名が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会

(評議員会)

第21条 この法人に評議員会を置き、次に掲げる54人以上65人以内の評議員をもって組織する。

- (1) 東京理科大学の学長
 - (2) この法人の専任の教育職員及び事務職員で、年齢25年以上のものの中から選出した者 23人以上26人以内
 - (3) 東京物理学校、東京理科大学山口短期大学、東京理科大学諏訪短期大学、山口東京理科大学及び諏訪東京理科大学の卒業生(山口東京理科大学の卒業生にあっては、平成28年3月31日以前の卒業生に、諏訪東京理科大学の卒業生にあっては、平成30年3月31日以前の卒業生に限る。)並びに東京理科大学の卒業生で、年齢25年以上のものの中から選出した者 25人以上28人以内
 - (4) この法人に関係ある学識経験者及び功労者のうちから理事会において選出した者 5人以上10人以内
- 2 第1項第2号及び第3号に規定する評議員の選任方法並びに評議員の選出区分及びその人数については、この寄附行為の施行細則で定める。
 - 3 第1項各号に規定する選出区分により選任された者が他の選出区分に規定する職を兼ねる場合においては、当該後の選出区分に基づく評議員を兼務扱いとし、当該兼務期間に限り、定数を減ずるものとする。
 - 4 第1項第1号に規定する評議員が学長を退いたとき、又は同項第2号に規定する評議員がこの寄附行為の施行細則で定める専任教育職員又は専任事務職員の資格を失ったときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員選任の制限)

第22条 評議員の選任に当たっては、役員のうちいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えてはならない。

(評議員の任期)

第23条 評議員(第21条第1項第1号に規定する者を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の補充)

第24条 評議員がその定数の最低数を下回ったときは、2月以内にこれを補充しなければならない。

(評議員の解任及び退任)

第24条の2 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会における議決に加わることができる評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員としてふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の各号のいずれかの事由により退任する。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 辞任したとき。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、会議の都度評議員の互選で定める。

(会議)

第26条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は毎年3月及び5月に招集し、臨時会は理事長が必要と認めたとき、及び私立学校法第41条第5項の規定により招集する。

3 評議員会は、議決に加わることができる評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ可否の意思表示をした者は、出席者とみなす。

4 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

6 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(議決事項)

第28条 この寄附行為中他に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事長において、あらかじめ評議員会の同意の議決を要する。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 決算及び事業実績
- (4) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)並びに基本財産及び重要な運用財産の処分に関する事項
- (5) 予算外の重要な義務の負担及び権利の放棄
- (6) 剰余金の処分に関する事項
- (7) この寄附行為の施行細則に関する事項

(諮問事項)

第29条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項

- (2) 収益事業に関する重要事項
- (3) 寄附金の募集に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めたもの(評議員会の職務)

第29条の2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第5章 資産及び会計

(資産)

第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 授業料、入学金及び試験料
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備並びにこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 基本財産たる株式に基づく新株の発行により取得した株式(株式配当により取得したものを除く。)は、基本財産に編入するものとする。
- 6 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、それぞれの財産に編入する。

(財産処分の制限)

第32条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、その一部に限り、これを処分することができる。

(運用財産たる積立金の保管)

第33条 運用財産のうち積立金は、安全性と有利性を考慮して運用し、理事長が管理及び保管する。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産(不動産及び積立金を除く。)をもって支弁する。

- 2 役員及び評議員は、その地位のみに基づいて報酬を受けることができない。

(会計)

第34条の2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会が定める期間ごとに、理事長が編成して、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び事業実績)

第36条 この法人の決算及び事業実績は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の承認を得た上、理事会の議決を得なければならない。

2 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を基本財産に繰り入れ、若しくは運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

3 理事長において、決算を評議員会に報告する場合には、監事の意見を添えなければならない。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録、貸借対照表等の備付及び閲覧)

第37条 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)は、毎会計年度終了後2月以内に作成するものとする。

2 前項に規定する書類のうち、役員等名簿を除く書類については、監事の意見を求めるものとする。

3 この法人は、第1項に規定する書類、私立学校法第37条第3項第4号に規定する監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求のあった場合においては、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

第6章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における議決に加わることができる理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における議決に加わることができる評議員総数の3分の2以上の同意の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功不能となった場合で、理事会における議決及び評議員会における同意の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人の解散(合併又は破産による解散を除く。)に伴う残余財産は、解散のときにおける理事会において議決に加わることができる出席した理事の3分の2以上

の議決及び評議員会の同意の議決を経て選定した他の学校法人その他教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において議決に加わることができる理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会において議決に加わることができる評議員総数の3分の2以上の同意の議決を経て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会において議決に加わることができる理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会において議決に加わることができる評議員総数の3分の2以上の同意の議決を経、更に文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)に規定する届出事項については、理事会において議決に加わることができる理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会において議決に加わることができる評議員総数の3分の2以上の同意の議決を経た上で、文部科学大臣へ届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、東京理科大学内に掲示して行う。

(情報の公表)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準(役員の報酬)

第44条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この法人の組織変更当初の役員は当分の間、従前の寄附行為によって選任された次の役員とする。

理事長 本多光太郎

理事 大久保準三

同 小倉金之助

同 黒須康之介

同 小玉美雄

同 平川仲五郎

同 平野智治
同 真島正市
同 吉岡幸雄
監事 増田武之
同 村井達三

組織変更後のこの寄附行為による役員を選任は、すみやかに行わなければならない。
第1項の役員は、組織変更後のこの寄附行為の規定により役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則

この改正は、昭和35年9月3日から施行する。

附 則

この改正は、昭和37年2月17日から施行する。

附 則

この改正は、昭和38年1月7日から施行する。

附 則

この改正は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和44年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、昭和51年1月10日から施行する。

附 則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和61年1月22日から施行する。

附 則

この改正は、昭和61年12月23日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年12月28日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年12月22日から施行する。

附 則

平成2年9月21日文部大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成2年12月28日から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日(平成3年3月20日)から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日(平成4年12月21日)から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日(平成6年12月21日)から施行する。

附 則

1 平成8年3月12日文部大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正前の第8条第1項第3号、第21条第1項第3号の規定により選出された理事及び評議員の任期及び欠員補充については、この寄附行為の施行日から平成8年12月27日ま

での間は、なお、従前のおりとする。

- 3 改正前の第21条第1項第2号及び第2項により東京理科大学山口短期大学から選出された評議員が、この寄附行為の施行日以降引き続き専任の教育職員として山口東京理科大学に在職した場合は、平成8年12月27日まで山口東京理科大学から選出された評議員とみなす。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日(平成8年11月19日)から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日(平成8年12月19日)から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日(平成10年12月22日)から施行する。

附 則

- 1 平成13年9月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、東京理科大学理学部第一部応用数学科及び理工学部電気工学科並びに山口東京理科大学基礎工学部電子基礎工学科及び素材基礎工学科に関しては、施行日の前日において当該学科に在学する者及びこれらの標準年次に編入学又は再入学した者が当該学科に在学する間については、存続するものとする。

附 則

- 1 平成13年12月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8条第1項第3号の規定により選任された理事並びに第21条第1項第2号及び第2項の規定により選出された評議員の選任又は選出区分に係る資格及び任期については、この寄附行為の施行日から平成14年12月27日までの間は、なお従前の例とする。ただし、第8条第1項第3号の規定により東京理科大学諏訪短期大学の学長として選任された理事の資格に関しては、引き続き諏訪東京理科大学の学長として在任する場合に限る。また、第21条第1項第2号及び第2項の規定により東京理科大学諏訪短期大学の選出区分から選出された評議員の資格に関しては、引き続き諏訪東京理科大学に在職する場合に限る。

- 3 第21条第2項に規定する評議員の選出区分のうち、諏訪東京理科大学の選出区分には東京理科大学諏訪短期大学に在職する教育職員及び事務職員を含めるものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年11月5日)から施行する。

附 則

平成15年11月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年9月12日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

平成17年12月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年1月16日)から施行する。ただし、第6条、第8条、第12条、第21条及び第23条の規定は、平成20年12月28日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、山口東京理科大学基礎工学部電子・情報工学科、物質・環境工学科及び諏訪東京理科大学システム工学部機械システムデザイン工学科については、施行日の前日において当該学科に在学する者及びこれらの標準年次に編入学又は再入学した者が当該学科に在学する間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、総合科学技術経営研究科については、施行日の前日において当該研究科に在学する者が当該研究科に在学する間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成23年5月27日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年5月22日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、山口東京理科大学大学院基礎工学研究科については、施行日の前日において当該研究科に在学する者が当該研究科に在学する間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成27年12月25日及び平成28年3月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条、第8条及び第21条の規定は、平成28年12月28日から適用する。ただし、この寄附行為の施行日から平成28年12月27日までの間は、山口東京理科大学の設置者変更に伴う寄附行為変更の認可に基づき、第6条第1項第1号に規定する理事の定数は13人以上15人以内とし、第21条第1項に規定する評議員の定数は63人以上70人以内とし、第21条第1項第2号に規定する評議員は25人以上28人以内とする。
- 3 第12条及び第23条の規定にかかわらず、平成28年12月28日に就任する理事(第8条第1項第1号に規定する者を除く。)及び評議員(第21条第1項第1号に規定する者を除く。)の任期満了日は、平成33年3月31日とする。

附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成29年11月24日文科科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月19日文科科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日(令和3年5月28日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（令和4年5月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（令和5年5月26日）から施行する。